

▶電子取引対応はすべての事業者が必要です!

電子帳簿保存法の対策

2024年1月1日からは電子帳簿保存法への対応が求められます。義務化されてから2年という猶予期間を設ける経過措置がありましたが、何をすればいいのかわからない事業者の方も多いのではないのでしょうか。特に電子取引に当たる部分の正しい理解とその対応については、今から社内で決めておく必要があります。本セミナーは、電子帳簿保存法の概要と、実際に事業者が取り組むべき電子取引について詳しく解説いたします。

日時

令和5年 **11月27日**(月) 14:00~15:30

場所

飯山商工会議所 2階 講習会研修室

第1部

- 1 電子帳簿保存法の概要
- 2 電子取引とは
- 3 小さな会社が注意すべきポイント

講師 税理士 杉山 智香 氏

第2部

電子取引の具体的な
対応についてのご提案

講師 八十二銀行
ご担当者様



受講料

無料

定員

30名

※定員になり次第、
締め切らせていただきます。

主催

飯山商工会議所 TEL:62-2162



申込方法

- ① 下記受講申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
- ② 右記QRコードの専用フォームからお申込みください。



電子帳簿保存法の対策セミナー 受講申込書

飯山商工会議所 行 → FAX: 63-3191

申込日 令和5年 月 日

事業所名			
所在地			
TEL	FAX	E-mail	
受講者名			

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本セミナー開催における本人確認、受講者名簿作成およびセミナーに関する連絡の目的にのみ使用いたします。